

項目	主な実施事項
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達5原則（①開かれた公正・公平な取引、②調達先と一体となった競争力強化、③取引先との共存共栄、④原価低減等における課題・目標の共有と成果シェア、⑤相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保）の遵守</li> </ul>
I.1.合理的な価格決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請事業者に具体的な原価低減要請を行う際は根拠を明確にし、十分協議を行う。合理性を確保するため、文書や記録を残さずに行う要請、口頭で数値目標のみの提示しての要請、原価低減の根拠を丸投げするような要請、原価低減要請に応じることが発注継続の前提となるような要請などは行わないことを徹底する。</li> <li>・取引先の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映することは行わないことを徹底する。</li> <li>・労務費上昇に伴う取引価格見直し要請があった場合には、協議を行う。特に人手不足や最低賃金の引上げがあれば、その影響を加味し、十分協議した上で取引対価を決定する。</li> </ul>
2.型管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管費用の負担、保管義務期間、返却や廃棄の基準等の一般的なルールを整備。</li> <li>・親事業者の事情により保管を求める場合には、必要な費用を負担する。下請法運用基準に記載されている「型・治具の無償保管要請」は行わないことを徹底する。</li> </ul>
3.下請代金支払の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り現金払いとすべく現金化比率の改善に努める。</li> <li>・手形等により下請代金を支払う際、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、下請事業者の負担とすることがないよう、割引料等を勘案して下請代金の額を十分に協議して決定する。</li> <li>・手形サイトは、将来的に60日を目標として改善に努める。</li> </ul>
II.下請ガイドラインの遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車産業適正取引ガイドラインで掲げる問題視されやすい行為（不利な取引条件の押しつけ、技術ノウハウの流出、等）について、下請事業者と十分に協議して対応する。</li> </ul>
III.取引先支援活動の推進 (ティア2以降にも展開)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先の生産性向上に関する課題の解決に向けて、事業所や工場の訪問、研究会の開催、専門性の高い人材を派遣等に努める。</li> <li>・取引先を通じてティア2から事業活動のサポート要請があった場合は、取引先と協力してサポートする。</li> </ul>
IV.教育・人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準改正を踏まえて、社内ルールやマニュアルの整備、見直しを行う。</li> <li>・下請法に関するE-learningを全社員が受講。調達部員向けに研修や勉強会を実施。</li> <li>・社内及び連結子会社を対象に、コンプライアンス自主点検を実施。</li> </ul>
V.普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ティア1への周知徹底を図るとともに、ティア2以降への展開を働きかける。</li> <li>・ティア3以降にもセミナーの参加対象を拡大。開催地域や頻度を拡大する。</li> <li>・型保管の運用課題について、ベストプラクティス等を参考にモデルとなる内容を整理する。</li> </ul>
VI.定期的なフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自工会は、中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画を毎年フォローアップすることにより、実施状況を評価し、PDCAサイクルにより会員各社の調達を改善していく。</li> </ul>